

地域健康福祉計画・地域福祉活動計画の概要（案）

1 計画策定の趣旨

今日では、一人暮らし高齢者の増加や核家族化の進行、人々の価値観や生活様式の多様化などに伴って、家庭や地域の中の連帯感や支え合いの力が弱くなっているところも見受けられます。

社会からの孤立、虐待、認知症高齢者の増加や孤立死などの問題、周囲からの支援を拒む人への対応など、福祉に求められるニーズは複雑・多様化しており、従来の福祉サービスだけでは解決の難しい問題が増えつつあります。

本市では地域の課題を解決するため、自治会や町内会を中心に様々な団体が参加する地域コミュニティ協議会と連携し、見守り活動や要援護者の掘り起しなど、地域における支え合いがこれまで以上に求められている状況にあります。

また、今後の超高齢社会にあって、単身高齢者や認知症高齢者が増加する一方で、市民アンケートによれば在宅医療・在宅介護を希望する方が6割を超えており、踏まえると、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に切れ目なく提供される、地域包括ケアシステムの構築が必要不可欠です。

新潟市と新潟市社会福祉協議会は、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるように、平成21年3月に地域福祉計画・地域福祉活動計画（平成21年度から26年度）を策定しました。

地域福祉とは、地域社会における福祉の問題に対し、地域の住民や福祉関係者などが協力して取り組み、お互いに助け合う関係やその仕組みをつくっていくことですが、社会状況の変化や社会福祉制度の改正などさらなる変化に対応するため、新たな計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

(1) 計画の根拠

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画として位置づけられます。

＜社会福祉法第107条で計画に盛りこむべきと規定されている事項＞

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

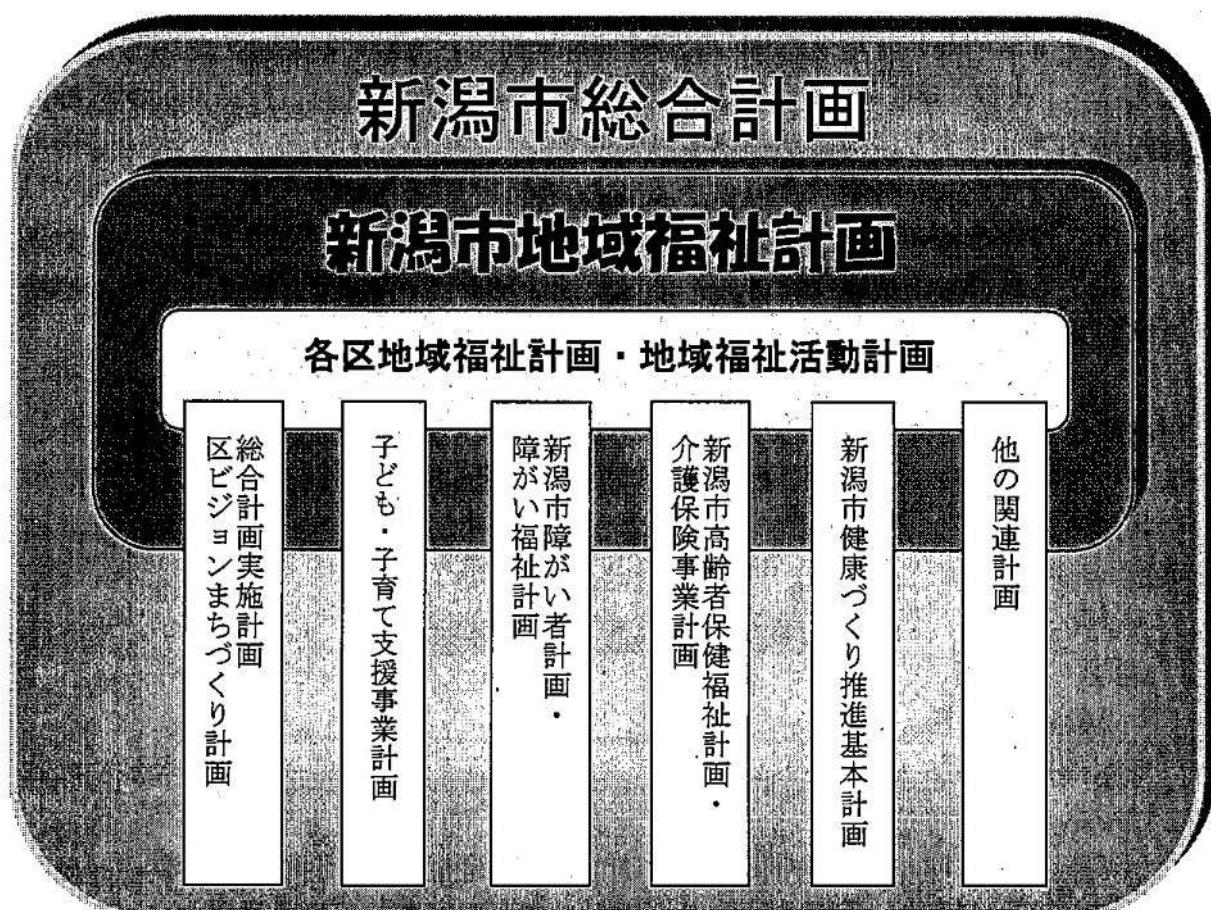
(2) 他計画との関係

本市の各分野における計画や施策、事業は新潟市総合計画の下に進められます。

地域福祉計画は、地域福祉推進の理念や方針を明らかにするものですが、高齢者、障がい者、子ども等の主に福祉分野に共通する理念、方針、地域の取り組みの推進方向などを明示します。

また、地域福祉計画において福祉分野及びそれに関連する計画や施策を横断的に定めることで、地域住民の生活に関連する分野の施策を総合的に推進する役割を果たします。

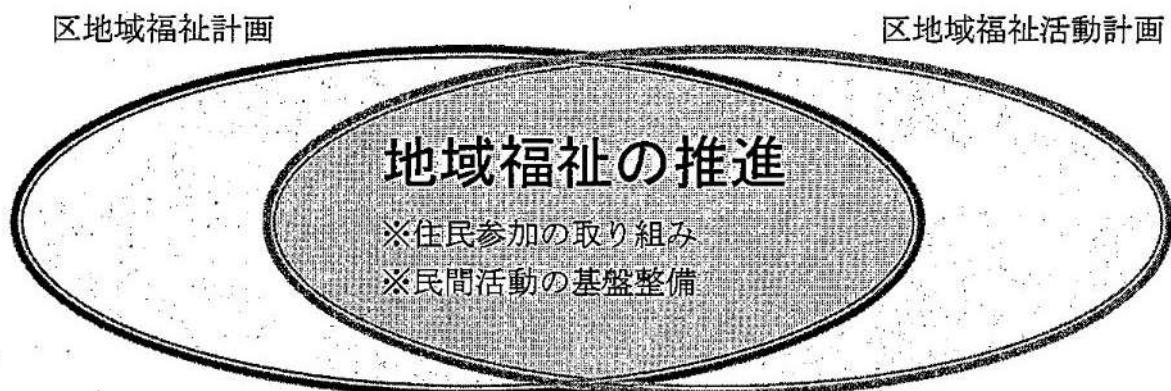
なお、本市では新潟市地域福祉計画のほかに市域が広く、地域によって実情が異なることから住民にとって身近な行政主体である区ごとに地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定しました。



(3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が呼びかけて、住民・地域において社会福祉に関する活動を行う者・社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。

地域福祉計画と地域福祉活動計画は地域福祉の推進を目的としてお互いに補完・補強しあう関係にあり、区ごとに一体で策定しました。



3 計画の期間

この計画の期間は平成 27 年度から平成 32 年度までの 6 年間とし、必要に応じて見直しを行います。